

資料提供

平成 28 年 10 月 25 日(火)
課名：住宅課
担当：村中，西本
内線：4171
直通：082-513-4171

鳥取県中部の地震の被災者に対する県営住宅の無償提供について

1 要旨

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部の地震の被災者に対して，県営住宅を避難用住居として無償提供する。

2 対象者

被災した鳥取県の居住者で，当面居住が困難な者

3 提供住宅

(1) 提供する県営住宅（53戸）

地区	広島	廿日市 大竹	呉	東広島 竹原	三原 尾道	福山 府中	三次 庄原	合計
戸数	34	3	6	2	1	4	3	53

※現在，平成 28 年（2016 年）熊本地震の被災者用に提供している県営住宅を，今回の鳥取県中部の地震の被災者にも提供する。

(2) 提供する期間

当面 6 か月間とする。（被災状況等を勘案し，延長可能とする。）

(3) 使用料等

無償とする。

(4) 備品等

ア 浴槽，ボイラー，照明器具及びガスコンロ等は，県負担により設置する。

イ 生活必需品については，生活家電等も含めて，熊本地震に準拠し提供する。

4 問合せ先

広島県土木建築局住宅課住宅管理グループ

電話番号 082-513-4171

FAX 番号 082-223-3551

受付時間 8時30分から17時15分まで（閉庁日を除く）